

## 派遣労働者セミナーを開催します

昭和61年に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」が施行されて以降、対象業務の拡大と従事労働者が増加し、二重派遣、偽装工作などの問題のほか、経済情勢の悪化に伴う派遣契約の中途解除、解雇といった問題も発生しているところです。派遣労働者の就業条件を確実なものにしていくためには、労働者自身が関係法令を理解し、相談機関を利用するなど自ら問題の解決に踏み出すことも重要です。今般、派遣労働者として就労、登録もしくは求職中の方を対象にセミナーを開催します。

### ●場所・日時

○3月12日(木) 午後1時30分～  
ハローワーク福知山(福知山市東羽合町37 TEL:0773-23-8609)

○3月13日(金) 午後1時30分～  
京都労働局6階会議室(京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 TEL:075-241-3225)

●内容 第1部(説明会) ①知っていますか?派遣法とは、②加入できるの?社会保険とは、③守られていますか?労働基準法とは

第2部(相談会) 就業条件、就職などについての個別相談

●申込期限 開催日前日までに下記申込・問合せ先にお申し込みください。

◇申込・問合せ先 京都労働局需給調整事業課 TEL (075) 241-3225

## 中小企業倒産防止共済制度に関する注意

今般、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という)が運営する中小企業倒産防止共済制度と関係があると誤信させるようなFAXが中小企業者に送付され、中小企業者が入会金を銀行口座に振り込んでしまうという案件の報告がありました。中小企業倒産防止共済制度は、中小機構が運営している共済制度です。この共済制度では、共済貸付時に保証会社の「保証」を取ることはありません。また、「全国商工振興保証協会」、「全国商工保証協会」、「商工振興組合」は、中小機構とは関係ありません。ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

◇問合せ先 中小企業庁 経営安定対策室 TEL 03-3501-0459

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営安定企画課  
TEL 03-5470-1540 URL <http://www.smrj.go.jp/>

## 京都府地球温暖化防止活動推進員を募集しています

京都府では、地域における地球温暖化防止活動の核として、府民とともに取り組みを推進する「京都府地球温暖化防止活動推進員」を募集しています。

●応募資格 (いずれの条件も満たす方)

- ①満18歳以上(平成21年4月1日現在)で、府内に在住、在勤または在学の方
- ②地球温暖化防止に関する活動に対して熱意があり、自ら府内の地域住民などと共に自主的活動を行うことができる方

●委嘱期間 4月から2年間 ●募集期間 3月13日(金)まで

●応募方法 所定の申込用紙(環境課および各支所に配置)に必要な事項を記入し、郵送、FAXまたはEメールでお申し込みください。

●提出先 京都府地球温暖化防止活動推進センター

〒604-0965 京都市中京区柳馬場通二条上ル六丁目283番4  
FAX (075) 211-8896 / Eメール [center@kcfca.or.jp](mailto:center@kcfca.or.jp)

◇問合せ先 京都府文化環境部地球温暖化対策課 TEL (075) 414-4830

## 不安な気持ち払しょく! 裁判員制度説明会を開催します

裁判員は有権者の中から無作為に選ばれます。冤罪(えんざい)を作り出してしまったらなど不安はありませんか。見て、聞いて不安な気持ちを期待に変えましょう!

●日時 3月19日(木) 午後7時30分～9時40分(受付:午後7時)

●場所 丹波マーケス コミュニティホール ●定員 80人 ●後援 南丹市 他

●内容 講演会「裁判員制度説明会」講師 検察庁広報官 桂真一氏

●申込方法 FAXまたはEメールに氏名、住所、連絡先を明記し、下記申込・問合せ先へお申し込みください。ホームページからもお申し込みいただけます。

◇申込・問合せ先 (社)船井青年会議所(西山) TEL 090-3716-3900 FAX (0771) 63-0277

ホームページ <http://www.funai-jc.com> Eメール [office@funai-jc.com](mailto:office@funai-jc.com)

## JPA公認「京の都カップ」2009を開催します

日本パラグライダー協会(JPA)公認大会「京の都カップ」パラグライダーチャレンジリーグ第1戦2009を南丹市、亀岡市を会場に開催します。大会当日は、大空に鳥のように羽ばたくパラグライダーが舞います。選手への応援をお願いします。

●日時 3月14日(土)、15日(日) 午前11時テイクオフ

●場所 パラパーク京都(亀岡市千歳町)

●後援 南丹市、南丹市教育委員会 他

●お願い 安全優先のため、やむなく田んぼや空き地に不時着することがあります。土地の所有者様には、一時的な利用についてご理解とご協力をお願いします。

◇問合せ先 バーズパラグライダーズスクール(大津) TEL 090-2285-7243

## 平成22年歌会始のお題は「光」

平成22年歌会始のお題は、「光」と定められました。宮内庁では、次の要領により、詠進歌を募集します。「光」の文字を使用していれば、音読・訓読は問いません)

●詠進要領 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。(お題を詠み込んでいない場合、一人で二首以上詠進した場合、すでに発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合、歌会始の行われる以前に新聞・雑誌その他の出版物、年賀状などにより発表した場合、その他詠進要領によらない場合は失格)

●書式 習字用の半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日および職業(なるべく具体的に)を縦書きで毛筆にて自書してください。※下図参照  
<書式図>(習字用半紙・横長)

職 業	生 年 月 日	氏 名	ふ り が な	電 話 番 号	住 所	〒 (山 折 り)	お 題 「 光 」

※職業は、無職の場合「無職」(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)、主婦の場合は単に「主婦」と書いて差し支えありません。

※病気または身体障がいのため、毛筆で自書することができない場合は、代筆(墨書)または本人がワープロやパソコンを使用して印字することができます。ただし、その理由(代筆の場合は代筆者の住所・氏名も明記)を別紙に書いて詠進歌に添えてください。視覚障がいの方は点字で詠進しても差し支えありません。

●詠進の期間 9月30日(水)まで(郵送の場合、消印有効)

●郵便あて先 「〒100-8111 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

※詠進要領の詳細は宮内庁ホームページをご覧ください。

※疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて9月20日(日)までにお問い合わせください。

◇詠進・問合せ先 宮内庁式部職 〒100-8111 宮内庁

宮内庁ホームページ <http://www.kunaicho.go.jp/>

## 丹波自然運動公園からのお知らせ

<天文教室>

●日時 3月21日(土) 午後7時～9時 ●場所 丹波天文館 ●定員 60人

●対象者 小学生以上の方 ●参加料 200円

●内容 月、土星、金星の観望(雨天の場合はビデオなどで学習)

●申込期間 3月1日(日)～16日(月)

<パターゴルフ大会>

●日時 3月22日(日) 午前9時～11時 ●場所 パターゴルフ場

●定員 50人 ●参加料 大人500円、小中学生300円

●内容 18ホールにより実施 ●申込期間 3月1日(日)～16日(月)

<3月のグラウンド・ゴルフのつどい>※当日受付

●日時 6日(月例)、13日(金)、27日(金) 午前9時～正午 ●場所 球技場

●内容 グラウンド・ゴルフ、マレットゴルフなどを楽しむ ●参加料 200円

<3月のスポーツデー>※当日受付

●日時 3月10日(火) ●場所 体育館

●内容 ①午前9時～11時30分 卓球を楽しもう(300円)

②午後1時30分～3時30分 障がい者スポーツのつどい(無料)

③午後6時～9時 スポーツの夕べ(300円)

<3月のスポーツを楽しむ日>※当日受付

●日程 4、11、18、25日(毎週水曜日) ●場所 体育館 ●参加料 300円

●内容 ①午前9時～11時30分 軽スポーツ(卓球、ソフトバレーボールなど)

②午後1時30分～4時 テニス

◇申込・問合せ先 京都府立丹波自然運動公園(〒622-0232 船井郡京丹波町曾根)

TEL (0771) 82-0560 FAX (0771) 82-0480

## 八木支所版お知らせ

### 不用犬・ねこの引き取りについて

飼えなくなった犬やねこを放してしまうと、のら犬・のらねこになりますので、次の日時に南丹市役所八木支所まで持ち込んで下さい。

● 3月の引き取り日・・・2日(月)・16日(月)・30日(月) 午前10時まで

● 引き取り場所・・・南丹市役所八木支所

犬の放し飼い禁止

・放し飼いは、他人の迷惑になり野犬になりやすいので、必ずつないで飼いまし

よう。

・「ふん」の後始末は、飼い主が責任を持ち